

大規模小売店舗の変更について

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出について、説明会に代わり掲示により届出等の要旨をお知らせします。

店舗名称	ダイレックス西有家店
所在地	長崎県南島原市西有家町里坊50番地1
建物設置者	ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
変更届出の要旨	<p>(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>①駐車場の位置及び収容台数 (変更前) 建物東側 102台 (変更後) 建物東側 77台</p> <p>②駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 建物北側及び東側 60台 (変更後) 建物東側 30台</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>①大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 (変更前) 午後 9時 (変更後) 午後10時</p> <p>②来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前8時00分～午後 9時30分 (変更後) 午前8時30分～午後10時30分</p> <p>③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前8時00分～午後5時00分 (変更後) 24時間</p>
変更実施年月日	(1) 令和8年8月16日 (2) 令和7年12月16日
届出書の縦覧場所 及び縦覧期間	<p>【縦覧場所】南島原市商工観光課 【縦覧期間】令和7年12月17日～令和8年4月17日 【意見書の提出先】南島原市商工観光課</p> <p>※住民の皆様他どなたでも、縦覧期間内に市に対して、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見書を提出することができます。</p>

○届出の内容に対する照会等変更に関する問い合わせは、下記へお願いします。

株式会社エス・ティ・イー総合企画

熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル1F

TEL 096-288-0282 FAX 096-288-0283